

「鹿沼市森づくり条例の制定について」に対するパブリックコメント結果

◆ 募集期間：令和 7 年 9 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日

◆ 件 数： 5 名 3 9 件

◆ 鹿沼市森づくり条例（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）に貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

◆ いただいたご意見については、その要旨を記載しています。

No.	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
1	(2)定義	「森林:市内に存する森林法(昭和26年法律第249号)第2条 第1項に規定する森林(竹林を含む。)をいいます。」 とあるが、「森林資源」の定義の所で、「人間社会に役立つ資源」とあるので、「森林」は、さらに広義に解釈するべきではないか。	「森林」は森林法に規定する森林とし、「森林資源」は森林法に規定する森林のみならず、森林の有する多面的機能も内包したものであることから、本条例内では「森林」と「森林資源」を個別のものとして定義させていただきます。
2	(2)定義	「森林資源:森林が持つ木材や水源涵養、二酸化炭素吸収、生物多様性など、人間社会に役立つ資源のことをいいます。」 とあるが、人間社会に役立つ資源を広く捉えたうえで、具体例を示すべきである。個人的には森林空間、景観も森林資源だと思う。	森林空間、景観については、森林の多面的機能に分類されると判断し、「多面的機能」につきまして、下記のとおり追加修正を行いました。 「土砂流出及び産地崩壊の防止、洪水軽減等の水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、 景観の形成 、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多様な機能をいいます。」
3	(2)定義	「人工林:植栽、種まき又は挿し木により成立した森林(伐採跡地を含む。)をいいます。」 「天然林:人工林以外の森林をいいます。」 とあるが、A以外はBという表現よりも、何かを推進するための条例であるならば、裁量のある程度持たせる表現が良い。	いただいたご意見につきましては、今後、法令、規則等を作成する際に参考にさせていただきます。
4	(2)定義	「森林所有者:森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木材を利用し、若しくは育成する者をいいます。」 とあるが、森林所有者は、森林を所有する者だけではないのか。	森林所有者は、「森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木材を利用し、若しくは育成する者」と、本条例内において定義させていただきます。

No.	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
5	(2)定義	「森林所有者：森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木材を利用し、若しくは育成する者をいいます。」とあるが、 ①立竹木を所有・占有する者（立木登記に記載されている者等）をどう扱うのか。 ②相続等により所有者に（本人の認識に関わらず）なっている者をどう扱うのか。 他の法令、県条例、国県の行政計画との整合に留意しつつ定義づけや例示をするべきである。	「森林所有者」の中で、 ①立竹木の所有者、占有者及び立木登記に記載されている所有者、占有者につきましては、「森林所有者」に含まれます。 ②相続等により所有者になっているのであれば、「森林所有者」に含まれます。 以上、本条例内において、定義させていただきます。 また、本条例では、関連する他の法令の趣旨や規定に抵触しないよう、留意しながら用語の定義づけをしています。
6	(2)定義	「市民：市内に居住し、通勤又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他団体をいいます。」とあるが、鹿沼市と関りがある個人として、地方自治法上の住民ではないが、交流人口について例示するべきである。 この条例が目的を推進するための根拠（法律に基づく行政の原理）という位置付けならば、定義を広く捉えて例示するべきである。	本条例内において、「通勤又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人」の文言中に交流人口に位置付けられる個人も含まれるものとし、「市民」の一部と定義させていただきます。 交流人口は、施策を展開する際に考慮すべき重要な指標のひとつとして捉え、いただいたご意見につきましては、今後、法令、規則等を作成する際に参考にさせていただきます。
7	(2)定義	在留外国人に対して、政策広報の在り方は重視するべき。出生、宗教、価値観、文化的、歴史的背景が異なり、日本国民ではないが市の住民であり実質的に社会の一翼を担っている。 彼らに対する森づくりとの関わり方も包含するべきであるし、別項を設けて規定してはどうか。	本条例内において、「市内に在住し、通勤又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人」の文言中に在留外国人も含まれるものとし、「市民」の一部と定義させていただきます。 在留外国人への普及啓発として、広報誌等を通して多言語での情報発信をしていくことを考えています。
8	(3)基本理念	森づくりに関する基本的な施策は誰が行うのか。	条例を制定した市、森林関係者、市民の皆さんが連携して行う旨の条文が「(4)基本理念」に明記されています。
9	(3)基本理念	「(4)森林の立地条件等の特性に応じた整備を実施するとともに、周辺環境に配慮した路網整備等による森づくりを推進します。」とあるが、大型機械による森林作業道開設で山腹崩壊や土砂流出の危険性がある。 作業道開設の際に災害防止対策の義務付けを条文に明記するべきである。	いただいたご意見をふまえ、「(3)基本理念」につきまして、下記のとおり追加修正を行いました。 「(4)森林の立地条件等の特性に応じた整備を実施するとともに、周辺環境に配慮し、災害防止対策に留意した路網整備等による森づくりを推進します。」

No.	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
10	(3)基本理念	防災への取り組みは所有者や事業者には温度差があり、現状では不十分である。災害防止の市の責務を明記するべきである。 また、災害防止に関わる研修の受講も明記するべきであり、隣接地や下流域への被害防止に必要な事前協議・合意形成の仕組みを規定するべきである。	「(3)基本理念」において、災害防止対策について追加修正したうえで、いただいたご意見をふまえ、「(4)市の責務」につきまして、下記のとおり追加修正を行いました。 「市は、<u>基本理念にのっとり</u>、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。」 また、災害防止関連の研修の受講や被害防止の仕組みにつきましては、災害防止対策の定義に包含するものいたします。
11	(3)基本理念	「森づくりは、市、森林関係者、市民が連携して、次に掲げる事項を基本として行うものとします。」 とあるが、市は何を行うのか。 具体的に示してほしい。	市の役割は「(3)基本理念」に明記してある条文にのっとり、「(4)市の責務」を果たすことを表記しています。 具体的には(9)から(21)までは市の果たすべき義務について表記しています。
12	(5)森林所有者の役割	森林所有者に関して、防災への取り組みは現状では不十分である。災害防止の責務を明記するべきである。	「(3)基本理念」において、災害防止対策について追加修正したこと、「(5)森林所有者の役割」の条文には「…基本理念にのっとり、…」と明記してあることから、森林所有者は災害防止の役割を果たすものとし、素案のままとさせていただきます。
13	(5)森林所有者の役割	「森林所有者は、基本理念にのっとり、森づくりの重要性を深く認識するとともに、所有し、又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるものとします。」 とあるが、「(9)森林の把握」の中の「森林の現状の把握等」に、境界の把握に関しては、実施主体が市であると読み取れる。 森林所有者の役割として「境界の把握」を追記するべきである。	いただいたご意見をふまえ、「(5)森林所有者の役割」につきまして、下記のとおり新たに条文を追加しました。 <u>「森林所有者は、所有し、又は育成する森林の境界及び立木の状況を把握し、当該森林の管理方針を明らかにするよう努めるものとします。」</u>
14	(7)森林組合の役割	森林組合に関して、防災への取り組みは現状では不十分である。災害防止の責務を明記するべきである。	「(3)基本理念」において、災害防止対策について追加修正したこと、「(7)森林組合の役割」の条文には「…基本理念にのっとり、…」と明記してあることから、森林組合は災害防止の役割を果たすものとし、素案のままとさせていただきます。
15	(8)林業及び木材産業等事業者の役割	林業及び木材産業等事業者に関して、防災への取り組みは現状では不十分である。災害防止の責務を明記するべきである。	「(3)基本理念」において、災害防止対策について追加修正したこと、「(7)林業及び木材産業等事業者の役割」の条文には「…基本理念にのっとり、…」と明記してあることから、林業及び木材産業等事業者は災害防止の役割を果たすものとし、素案のままとさせていただきます。

No.	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
16	(9)森林の把握	近年、現状を把握するための手段としてドローンが使用されているが、きちんと把握できているのか。 ドローンからの映像を見ただけで植栽がされていないと判断されたが、実際に行ってみると森ができていたといった事例があった。 実際に目で見て確認するべきである。	現在、林業施業の効率化・低コスト化を図るうえで、小型無人機などの先端技術の導入が図られています。一方で、実際に足を踏み入れてみないと詳細な現状が把握できないといった事例もあります。 いただいたご意見は、具体的に事業を実施していく際の参考にさせていただきます。
17	(9)森林の把握	現状を分析研究するためのスキームを設けるよう明記すべきである。 事を起こすためには現状を分析しなければならない。 下位に行政計画を設けるのであれば、そこに明記するべきである。	本条例内では「(9)森林の把握」にて、「市は、国や県等の関係機関、森林所有者、森林組合、林業及び木材産業等事業者等と連携し、森林の現状の把握等に必要な措置を講じます。」とあり、現状を把握するための措置を講ずる規定を明記しています。 また、策定予定のガイドラインにも同規定を盛り込む予定です。
18	(9)森林の把握	所有者不明、管理放棄森林を把握するための調査、台帳整備など、放置森林解消を促進する仕組みを条例に明記するべきである。	本条例内では「(9)森林の把握」にて、「市は、国や県等の関係機関、森林所有者、森林組合、林業及び木材産業等事業者等と連携し、森林の現状の把握等に必要な措置を講じます。」とあり、現状を把握するための措置を講ずる規定を明記しています。
19	(10)森林の適正な整備及び保全の推進	森林の整備・保全が出来ていないと思う。理由は何が考えられるか。	一般的に森林整備が滞る主な原因は、林業従事者の減少・高齢化による労働力不足、国産材価格の低迷と採算性の悪化、林業経営が困難な条件の悪い森林の増加や所有者不明林の拡大などが考えられます。
20	(12)多様な生態系に配慮した森林の保全	条文に生態系の配慮事項を明記するべきである。 また、市による絶滅危惧種や希少生物への特別な配慮対策のため、生息調査、モニタリングの実施を規定するべきである。	いただいた意見に適切に対応するよう、ご意見の内容を担当部に申し伝えます。
21	(13)木材の利用の拡大	「市は、木材の利用の拡大を図るため、利用促進に関する基本方針を定め、建築物への活用の促進、市民に対する理解の促進、公共事業への利用の推進、加工流通体制の整備のための支援その他の必要な措置を講じます。」 とあるが、市民でも市産材を選んで使う人は少ない。市民に周知を図るため、条例に明記するべきである。	市産材の販路拡大は積極的に推進すべき事業として捉えています。 いただいたご意見をふまえ、「(6)市民の役割」につきまして、下記のとおり新たに条文を追加しました。 「市民は、地域で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとします。」

No.	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
22	(13)木材の利用の拡大	「市は、木材の安定的な供給体制を整備するため、利用可能な木材資源の把握並びに林業生産基盤の整備及びその支援を行います。」とあるが、林道が崩壊していて、アクセスが困難な山林が多い。その点に関して、市としてどう支援するのか。	近年、異常気象の影響を受け、毎年のように自然災害が発生し、その都度、林道も甚大な被害を受けています。 災害復旧計画や優先順位等の関係もあり、短期間で広範囲な補修は困難ですが、計画的に修繕工事に取り組んでまいります。
23	(17)森づくり担い手の育成	「市は、関係機関と連携し、森づくりの担い手となる人材及び事業者の育成を図るため、必要に応じて助言及び支援を行います。」とあるが、担い手を育成するうえで、林業では労働安全教育が重要である。効果的な労働安全教育の実施方法の知見の確立を行うよう条例中に明記すべきである。	いただいたご意見をふまえ、「(17)森づくり担い手の育成」につきまして、下記のとおり追加修正を行いました。 「市は、関係機関と連携し、森づくりの担い手となる人材及び事業者の育成を図るため、 <u>労働環境の向上に向けて</u> 、必要に応じて <u>な</u> 助言及び支援を行います。」
24	(17)森づくり担い手の育成	林業事業主と、林業従事者としての外国人との関係についてどう考えるのか。 労働災害の発生を防止に努めるのは当然だが、万が一災害にあった場合、医療同意についてあらかじめ準備しておく必要がある。もちろん個人及び事業主が留意するものであると理解しているが、市として事業主に対する支援の一つと捉えてほしい。	林業の現場では深刻な人手不足と高齢化を補うため、外国人材の受け入れが進められています。 本市では「林業担い手育成補助事業」と称して、林業従事者及び事業主の就労環境を改善することにより、安全意識の向上及び林業労働災害の抑制、森林施業の効率化・省力化を目的として、資格取得費用や研修費用、安全装置購入費用等の支援をおこなっています。
25	(17)森づくり担い手の育成	林業の担い手の育成、確保は出来ていないように思う。理由は何が考えられるか。	一般的に林業の担い手が増えない理由として、重労働による若手人材の定着率の低さ、労働に見合わないと言われる賃金体系、林業という仕事への認知度の低さなどがあげられます。
26	(17)森づくり担い手の育成	作業道開設時に森林に過大な負荷を掛けない持続可能な林業を推奨するため、自伐型林業やそれに準じる担い手の育成が急務である。 財源には森林環境譲与税を活用してもらいたい。	小規模で低コストな自伐型林業は、森林への負荷軽減になり、持続可能な林業のスタイルとして注目されています。 林業担い手育成に関しては、森林環境譲与税を財源とした補助による支援を展開しています。
27	(20)立入調査	「市は、この条例の施行に必要な調査のため、職員を森林に立ち入らせることができます。」とあるが、行政調査を根拠としておこなう行為であるならば、任意性を確保した規定なのか。それに対して強制力を伴うことも想定した規定なのか。示すべきである。	本条例は理念条例のため、直接的な権利制限や罰則規定を伴うものではなく、住民の協力や努力を促し、共通の目的達成のために、関係者が相互に連携し行動するものです。 立入調査につきましては、住民や関係者の協力のもと、状況に応じた対応を行うものとし、「立ち入らせることができます」と明記していることから、市は正当な理由があれば、条例に基づき権利を行使することができるものとします。

No.	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
28	全般	条例案は、市長が議案として議会に提出する流れになるのか。	仰るとおりで、本条例案は市長から議案として議会に提出されます。
29	全般	鹿沼市では、森林・林業に対する総合的に取りまとめるような条例が現時点で見当たらないので、森づくり条例は全体を取りまとめる条例ということか。	森づくり条例は、市が森林整備保全及びその利活用に関して抱いている理念を市民に対して提示し、共有してもらうための理念条例なので、森林や林業に関して包括的に統制する条例とは役割が異なります。
30	全般	鹿沼市の産業別従業者がどのような態様で従業しているかについて。市民の属性をある程度考慮した上で、啓発等の働きかけを行うように整理することが好ましい。	産業構造は施策を展開するうえで重要な指標になるため、適正に認識し反映することが大切です。 いただいたご意見につきましては、今後、条例を運用していくうえで参考にさせていただきます。
31	全般	将来に向けて条例を制定するのであれば、子どもたちへどう働きかけるかが重要。別項を設けて他のルールとの整合を保ちつつ規定してはどうか。 教育に関しては、行政的な所管が異なるという点を鑑みれば、なおさら条例に盛り込む価値はあるのではないかと。 整合性をもって組織横断的に策定できれば良いと思う。	本条例内の「(14)森づくり活動の推進」、「(18)森林環境教育及び木育の推進」にて、森づくりにおいて、子どもたちに関する施策を掲載しております。 本条例案は素案策定時に庁内全部局に対し照会を諮り、その際に指摘された意見を反映させて策定しています。 また、いただいた意見に適切に対応するよう、ご意見の内容を担当部局に申し伝えます。
32	全般	鹿沼市内の標高差は相当あり、植生している樹木の種類も様々である。こういった事情を鑑み、森を種類別に項目分けして、全体を包含するような条例を規定することが好ましいと考える。	エリア別、目的別に区分けすることで、より実情に応じた独自の施策が展開できることが見込まれます。 いただいたご意見につきましては、今後、法令、規則等を作成する際に参考にさせていただきます。
33	全般	目的を広げて都道府県森林整備計画や全国森林計画、森林法との兼ね合いを明記するべきである。他の法令や条例を調べれば済むのではなく、条例又は条例が規定する広報等に記載するべきである。	いただいたご意見につきましては、今後、法令、規則等を作成する際に参考にさせていただきます。
34	全般	条例制定後、定期的に見直しを行う規定を盛り込むべきである。変更が頻発するのは好ましくないが、制定しただけで変更しないのも情勢の変化に対応していないことになるので問題である。 条例内に定期的に見直す仕組みを明記してはどうか。	最新の法令や社会状況に合致した内容であるかどうか、条例の見直しを行い、条文の一部改正又は条例改正等の手続きを条例の運用部局にて継続的におこなっています。 いただいたご意見に適切に対応するよう、内容を各部局に申し伝えます。

No.	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
35	全般	野生鳥獣対策について、クマの個体数を調整する枠組みを検討しなければならない。捕獲し銃殺に至るまでの枠組みも検討しなければならない。また、食肉流通するならサプライチェーンに乗るための阻害要因を検証するべきである。 このパブコメの資料の中では最適解が何かイメージできない。現状を分析研究するためのスキームが必要になる。	森づくりの観点から、野生鳥獣対策との関連性について述べると、森づくりは野生鳥獣の生息環境に影響を与えるため、野生鳥獣対策との連携が必要です。森づくり条例にのっとって森林が整備されることによって、野生鳥獣の生息環境が改善され、餌場が増えるため、人里に降りてくる機会を減らし、被害を減少させる効果が期待されています。 いただいたご意見につきましては、今後、野生鳥獣対策に関する法令、規則等を作成する際に参考にさせていただきます。
36	全般	鹿沼市総合計画との整合、連動を条例中に明記するべきである。 条例に明記するのならば、鹿沼市総合計画は次回制定又は改定時に連動した事項を記載することになる。	総合計画内に盛り込まれた具体的な施策の実現を目指すために条例を制定するので、条例の中で総合計画について触れることはありませんが、総合計画の中では条例の意義について明記していきます。
37	全般	外国人による山林取得に関しては、何かしら規制を設けたほうが良い。公の機関による許認可を義務とするべきである。	いただいた意見につきましては、国や県の動向を注視しながら、今後、法令、規則等を作成する際に参考にさせていただきます。
38	全般	現場のオペレータークラスを対象に勉強会を開き、免許制にするなどして、知識、技術の向上を図ることが将来にわたり森林をの維持保全することに繋がるので、指導員の育成確保に力を入れてほしい。	指導員は、森林機能の向上や持続的な林業経営に欠かせない存在なので、育成のための資格取得費用など支援していきます。 いただいた意見につきましては、今後、法令、規則等を作成する際に参考にさせていただきます。
39	全般	山林所有者からの寄付や売却等の意向調査、及び市や公的機関による森林の再整備、管理体制の構築に関して規定してほしい。	森林経営管理制度において、市は山林所有者に対して山林の管理に関する意向調査を実施し、希望者から経営管理の委託を受け、公的な管理を行っています。